

Title	希臘に於ける貨幣及び利子学説
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.3 (1921. 3) ,p.329(19)- 348(38)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210301-0019">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210301-0019</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て其市價の暴落を阻止すること甚だしく困難ならざる可きも、生糸、綿糸布等の如く海外の購買力減退に基ける市價の暴落は其阻止遙に米價の場合よりも困難なるを免れざる可し。蓋し其供給は我國に於て之を制限するも外國の供給の多少之を補充するものある上に、海外諸國の購買力減少が果して一時的のものなるや否や頗る疑はしきものあればなり。帝蠶會社の千五百圓維持の目的の能く貫徹し得可きや否やは繋りて米國其他の需要減退が事實一時的にして此市價に於ける購買力の實際減少せるに非ざるや否やに在りて存せり。此點に於ては生糸業者の不賣同盟は農會の不賣同盟よりも成功の望少なきものといはざる可らず。若し農會の不賣同盟實際に效果劣れりとせば其原因は他に在りて存せるなり。

## 希臘に於ける貨幣及び利子學說

高橋誠一郎

ソクラテーズ學派の貨幣に關する意見は、一方に於て、其の交換の要具たる職能を是認すると同時に、他方に於て、之れを微利貸借の目的に供用するを拒否するに存す。貨幣は本來手段にして目的に非ず、彼れ等は交易に使役せらる可き奴隸をして主たる目的の地位を簞奪せしめ、吾人を支配する僭主たらしむることを禁壓せんとせるなり。

既に國家の始源に關して、一種の經濟史觀を有したるプラトーンは(三田學會雜誌第十四卷第十三號所載拙稿「ナリストオテリーズの奴隸制度論」參照)又た吾人が市府を形成し、社會を確立せる目的たる、市府其の者の内部に於ける、各自の所産の相互交換は、明かに賣買の手段に依るものなりと觀たり。是に於て乎、市場及び交

換の記號 (*ἐπιβολῶν τῆς ἀλλαγῆς*)として一定の通貨 (*νομίσματα*)を生ぜざるを得ず (Rep. II, 371 D)。而して小賣商人の任務を以て、市場に在つて、人々が賣却せんと欲する所の物と交換して貨幣を與へ、而して購入せんとを望む者に對し貨幣に代へて物品を與ふるに在りと看做したる彼れは (Ibid, 371 C-D) 又た一市府内に於ける小買の全部を以て、少くとも其の本然に於ては、有害なるものに非ずして、却つて量定し難く (*ἀσύμμετρον*) 不平等一なる (*ἀνείμαιον*) 有りと有らゆる資産の存在をして克く等一に量定し得可きものたらしむるに資するものなりと思惟せり。是に於て乎、吾人は又た價值の共通の尺度たる貨幣の職能を承認せざるを得ざるなり (Laws, XI, 918 B: *ἐπιτοπιστῶν καὶ ὀφειλομένων τὰς ὀφείλας*)。

然れどもプラトンは、如何なる私人と雖も、決して金若しくは銀を所有するを許容せらる可きに非ず、唯だ手工に對し、又、奴隷たると來住民たるとを問はず、僱傭者に對して勞銀を支拂ふが爲めに、此の種のものに要する總ての者に取りと殆んど必要缺く可らざる日常取引の爲めに、貨幣を存せしむ可きのみと做せり (Ibid, V, 472 A-B: *νομίσματα ὀφείλει ἀλλαγῆς*)。是れが爲めに、彼れ等は彼れ等自身の間に於ての

み價值を有するも、爾餘の人類の間に於ては、何等の價值を有することなき貨幣を有せざる可らず。傳へ曰ふ、ラコニアの鑄貨は鐵なりと。プラトンは如何なる貨幣を以て、其の理想として腦裡に描きたるか、其の書中の何處にも之れを覓むること能はざるなり。唯だ彼れは金銀を観るに、國家及び個人に取りて廢類、墮落の原因を以てし、斯くて又た國內に於ける其の使用を禁止せんとしたるなり (Rep. 545 B E, 548 B; L. 679 B, 743 D, 831 C; 743 D, 801 B)。即ち彼れは國家が遠征、使節派遣及び外遊等の用に充つるが爲めに希臘全土に共通なる貨幣を有す可きことを認めたるも、而も若し一私人にして外遊するの必要ある場合には、長官の許可を得て後、之れを行ふ可く、其の歸國に際し、猶ほ殘存せる外國貨幣は、彼れをして之れを國家に交付し、之れに相當せる自國貨幣を取得せしむ可し。而して若し或る者が之れを自己の有と爲しつゝあること露見する時は、該貨幣は國家の手に沒收せらる可く、而して其の事實を知るも、之れを告發せざる者は、それを輸致したる犯人と等しく呪咀及び非難を受け、之れに加へて、輸致せられたる外國貨幣の高以下に降ることなき罰金を科せらる可きものなりと論せり。

然るにクセノフォンに至りては貨幣が内部價值を有せざる可らざることを以て、議論の餘地なき所と看做したるものゝ如く、少くとも銀は其の貨幣としての職能と等しく、亦た銀としての用に依りて其の價值に影響あることを認めたり(三田學會雜誌第十二卷第十號所載拙稿、クセノフォンの諸著に現れたる經濟思想參照)。而も貨幣學說上に顯著なる貢獻を爲せるものはアリストオテリーズなり。或る者が過剰を有し、他が其の必要以下に有するの事實よりして單純なる物々交易は自然に發生す。此の單純なる交易形態より更に複雑なる他の交易形態を生ず。即ち一國の住民にして他國のそれに依頼すること大なるに至り、其の所要物を輸入し、過剰を輸出するに及びて、貨幣の使用は必然生ぜざるを得ず (POL. I. IX: *ἑνεκαρέπας γὰρ περισσεύης τῆς βαθείας τῆς εὐχρησθῆαι αὐτῶν ἐπιθυμίας καὶ ἀνεπίτητον αὐτῶν ἐπιβολῆς, ἢ αὐτῶν γὰρ ἢ τοῦ νόμισματος ἐπιπόθητος γινώσκεις*; Eth. Nic. V. v: *οἷον δὲ ἐπιθυμίας τῆς γινώσκεις τὸ νόμισμα γέρας κατὰ συνθήκην, καὶ διὰ τοῦτο τοῦ νομίσματος ἔχει νόμισμα, ὅτι οὐ φέρει ἀλλὰ νόμισμα ἔσθι, καὶ ἐπὶ ἡμῶν μεταβάλλειν καὶ ποσῶν ἕχοντων*)。自然に有用なる物は悉く皆な運搬容易なるものに非ざるが故に、人々は交易の爲めに彼れ等が相互に授受し、且つ是れ自體に於て事

實價值あるが故に (*ὅτι αὐτὰ χρῆσιμὰ αὐτῶν δὲ*) 日常生活の要務の爲めに容易に取扱は可き (*εὐπεραχρησιμότητος*) 一定の物品、例へば鐵及び銀若しくは其の他同一性質の或る物を約定するなり。そは當初大さ及び量目に依りてのみ決定せられたるも、而も終に彼れ等は歩を進めて、之れを秤量するの煩を避くるが爲めに各鑄貨の上に定量を示す (*σημαίνειν τὸν πόσον*) 極印 (*χαρὰκτῆρα*) を押捺するに至る。斯くて貨幣の使用は相互の必要品交換より案出せられたるものなるが、而も一度び其の發生を見るや、そは賣買に由りて他の貨殖術を生じ、而してそは最初單純なる方法に於て行はれたるものなる可きも後に至りて一層の熟練と經驗とを以て、最大なる利潤を擧げ得可き場所及び方法を研究するに至るなり (POL. I. IX)。吾人は既にアリストオテリーズの貨殖論に就きては些か解説を試みたるが故に(三田學會雜誌第十五卷第一號所載參照)爰には更らに進みて、貨幣を以て交易の爲めに案出せられたるものと做せる、希臘哲學者が利子の問題に對して如何なる態度を取れるかを知らんとす。

二

然れども吾人は希臘思想家の徵利貸借に關する意見を考察するに先立ち、先づ

希臘に於ける微利貸借の實際に就き其の一斑を窺はざる可らず。

元來貨幣は立會人の有無を問はず(ἑρπόδοτος, ἀθύρρατος)證書及び何等の擔保又は質物をさへ要求することなく偏に友誼若しくは好意上の動機よりして無利子を以て貸與せられ(Demosthenes, in Timotheum, p. 1185. 12; Salmassius, De modo usurarum, l. B., 1639, x. p. 381.)或ひは莎草紙(papyrus)上に認むるを常とせる承認(ἑρπόρατος)又は蠟引書板の折摺みたるものの内に第三者によりて書入せられ、證人の署名を受け、而して一銀行家に保管を委託せられたる鄭重にして正式なる證書(συρρατος)を以て行はれたり(Salmassius, ibid.). 擔保品は債權者に交付せらるゝ場合と然らざるものとあり、後者の場合は一層限定せられたる意義に於ける擔保にして、前者は質物(ἐξέμπον)なり(Salmassius, ut sup. xi.). 一層制限せられたる意味に於ての擔保品は概して不動産より成りしも、時には奴隸の如き動産物件なることあり、而して冒險貸借の場合には、貨物、船舶及び未拂の運賃より成れり。質物は多く動産なりしが、往々にして家屋及び土地の如き不動産にして質入れせられ、而して實に其の安全なるの事實に基きて嫁資及び孤兒の資産の貸貸に對して普通なりし事を見るなり。

人身を擔保とせる貸付(δασίσειον ἐστὶ σολιαρτί)即ち債務者にして債務を履行すること能はざる場合には之れを奴隸として其の債務を漸次に解除せしむるの慣行は、西紀前五百九十四年を以てソローオンの發したるセイサクセイア(Ἰεσοῦσεια)に據りて禁止せられたり(Diogenes Laertius & Plutarchos, Solon 及び後者の De vitando aere alieno)ディオドラスの記する所に據れば、斯くの如き慣習は古代の埃及に於て一般に行はれたる所なるが、其の禁止も亦た埃及法の模倣に成れるものなる可しと云ふ(Diodorus, l. 79.). 而も雅典以外の諸邦に於ては農具をすら質物として收受するを許されざりしに拘らず、這般の殘忍野蠻なる習慣は依然として其の效力を有しつゝありしなり(Salmassius, ut sup. xvii, p. 749.). 希臘には又た債務の公簿存したるが、而も是れ等のものが雅典に於て存在せるの典據なし。之れに反し、抵當に附せられたる地所は債務及び債權者の姓名を勒したる石板又は標柱(σπόα)によりて之れを分明ならしむるなり。斯くの如きはソローオンの時代以前に存したる極めて古き慣習にして又た彼れが何等かの方法によりて債務者を解除し若しくは救済せる際に、從來凡ゆる所有地の上に立ちつゝありし石柱の類は其の律令によ



りて撤去せられたることを立證するなり。(Augustus Doeckh, The Public Economy of Athens, in four books; to which is added, A Dissertation on the Silver-Mines of Laurion, Eng. trans, vol I, 1828. pp. 171-3.)

擔保物件に對して、貸出されたる元本は滅却するの虞れなく、而して債權者は其の契約に依つて毫も損失を蒙る可きものにあらずとするも、何れにせよ少なくとも利子の受理は確實にして、それは土地利子若しくは抵當利子(*τοκοὶ ὑποθηκῶν* 若しくは *ὑποθηκῶν*)と稱せられたり(Salmas. ut sup. III.)。抵當權附債務の利子も冒險債務の利子も何れも法律によりて確定せらるゝことなかりしなり、而して吾人にして設合ひ Androion の是認するが如く、ソーロオンが其の時代前に存したる凡ゆる債務の利子を低減したるの事實を以て眞なりとするも、然も彼れは爾後、總ての人をして其の取得し得る如何なる利率に於ても、其の貨幣を貸付くることを許したるなり(*ἀποδοῦν ὁρίσθαι εἰς αὐτὸν ὅτιος αὐτὸν ὁ βολίτην ὁ δασίτων*. Lex ap. Lys. in Theomnest. p. 360) 而して獨り其の正妻を離別し、而も其の持參金を返却せざる場合に限り、九オボウラス(一割八分)の率を法定せり、恐らくは是れ斯くの如き制限の設定せられる當時に於

ける一般の利率なりしに由るものなる可し(Orat. in Neer, p. 1362. 9. Demosth. in Aphobum pro Phano I. p. 818. 27. Cf. Salmas. De modo usurarum, IV. p. 159.)。演説家 Lysias 及び Isæus の時代に於てすら斯くの如き高歩の利子は謂ゆる高利にあらず、後者は或る者が九オボウラスの利子を以て(*ἐπιπένητα ὀβολοῖς*)四十ミナを貸與し、之れよりして一ケ年七百二十ドラクメの収益を挙げたるの事實を以て普通の出來事として説述せり(De Hagn. Hered. p. 293) 而して Timarchus は全然之れと同一の條件を以て貸入を爲せり(Aeschines, in Timarch. p. 127.)。八オボウラスの利子(一割六分)(*ἐπιπένητα ὀβολοῖς*)はデモスセニーズの演説中に見る所にして(In Nicostratum. p. 1250. 18) 一ドラクメの利子(一割二分)(*ἐπιπένητα ὀβολοῖς*)は此の大雄辯家の時代に於て決して稀有ならざりしと雖も、而も彼れ自身の言葉より推し得るが如く、此の割合を以て貸出されたる一タレントは一小家族を生活せしめ得可き七百二十ドラクメの年收を生ず可きに拘らず、猶ほ低利を以て看做されたるなり(Demosth. in Aphob. I. p. 816. II. p. 820. 20. p. 824. 22. II. p. 839. 24. Aeschin, in Cresiph. p. 497.)。五オボウラス、即ち年一割の利子(*ἐπιπένητα ὀβολοῖς*)は主として友人間に行はれたるものにして(Demosth. in Onetor. I. p.

866. 9) 之れに對して、二割三分若しくは三割六分に相當する二若しくは三ドラクムを徴する (*ἐπι δυοῖ, τρεῖς δραχμαί*) 高利あり。利子は又た一ヶ年若しくは或る特定の期間に對し元本の三分の一、五分の一、六分の一、八分の一若しくは十分の一として表示せらる (*τόκοι ἐπι τριῶν, ἐπι πέντε, ἑξατοῦ, ἐπι ὀκτώ, ἐπι δέκατος* 是れなり)。アリストオテリーズの「修辭學」に於ける、デモスセニーズの時代に生存せる *Meerocles* に關する物語中には之れを以て恰好のものと看做したり (*Rhet. III. 10; Econ. II. iv.*)。是れに由りて觀るに一割二分乃至一割八分は雅典に於ける最も普通の利率なりしが如し。而も更に高歩の利子を支拂へる例も亦た乏しからず。大使として波斯に派遣せられたる、有名なる *Pyriampes* の子 *Demus* は同國王より受領せる金杯をアリストフアニーズに質物として十六ミナを借入れ、而して短期内に二十ミナを以て請戻す可き申込を爲せり (*Lysias, pro Aristoph. bonis p. 629 sqq.*)。ソクラチーズ學派の哲學者 *Aeschines* は膏藥製造所を設立するの目的を以て、三ドラクム(三割六分)の高利を支拂ひて一銀行家より借金を爲せるが爲めに損失を蒙り、九オボツラスを以て他人より同一額を得るに至つて漸く之れを免れたり (*Lys. Fragm. p. 4*)。雅典以外の

希臘諸邦に於ても利率は同一の體様を以て調整せられたり。飢饉の襲來を受け、貨幣の缺乏を來したる *Ciazomene* の人民は五分の一の利率 (*τόκος ἐπι πέντε*) に對する二十タレントの債務の利子として其の傭兵隊の指揮官に一ヶ年四タレントを支拂へり (*Pseudo-Aristoteles, Econ. II. xvii.*)。Bosphorus 海峽地方に於ける抵當債務の利率は往々にして六分の一 (*τόκος ἑξατοῦ*) に上り、斯くてデモスセニーズの言へるが如く、*Phormion* は伴りて一割六分三分の二の利率を以て一百二十シッカス、スタテール(一スタテール (*στάτης*) はアッチカの二十八ドラクムに相當す)に對し五百六十ドラクムを支拂へりと傲せり (*In Phorm. p. 914, 10*)。Beotia なる *Orchomenus* に於ては利子は一ヶ月數ドラクムなることあり、而して *Corcyra* 島の一布告中には一ヶ月二ドラクム(二割四分)以上若しくは以下の利率を以て貸出す可らざることを命じたり (*Rose p. 263*)。前掲 *Boeckh, pp. 173-176*)。

古希臘の銀行家は打歩を以て兩替を行ふを以て其の專業と爲せるものにあらず (*Isocrates, Trapez. 21. Demosth. de fals. Leg. p. 376. 2. in Polycl. p. 1216. 18. Poll. III. 84. VII. 170*)。彼れ等は時に自己の資本を貸付くることなきに非ざりしも、而も其の業

務の主要なる部分は自己の資産を運用することを欲せざるものより低率の利子を以て借入れたる資金より成れり(Demosth. pro Phorm. p. 948. sup.)。彼れ等は一一般に素性賤しき者にして、奴隸の身分を脱して自由民と爲れる者、異邦民、若しくは市民の資格を許與せられざる人々より成れるに拘らず、彼れ等は上流の家門との連結よりも寧ろ貨殖營利を企圖すること多かりしなり(Demosth. pro Phorm. p. 953.)。然れども彼れ等は希臘全土を通じ屈指の家族の間に大信用を有するに至り、斯くて又た其の業務の上に於て有効に援助せられたり (Cf. Demosth. pro. Phorm. p. 958. sup. in Polycl. p. 1224. 3.)。彼れ等は曾に其の職業に依りて確實と看做されたるのみならず、彼れ等との事務は立會人なくして處理せられ、而して宛も現今裁判所に於て行はるゝが如く、貨幣及び債務契約書は彼れ等に供託せられ、契約は又た其の面前に於て締結若しくは解除せらるゝが如き信用を賦與せらるゝの面目をすら維持せるなり(Isocrat. Trapezit. 2.; Demosth. in Callip. p. 1243. 8. in Dionysod. p. 1287. 20.)。彼れ等が業務の重要なりしことは Pasion の鉅富によりて證明せらる可く、其の銀行は年々一百ミナの純利潤を生じたり(Demosth. pro Phorm. p. 946. 25.)。然れども彼れ

等の破綻倒産の場合亦た存せざるに非ず(Dem. pro Phorm. p. 959. in Stephan. l. p. 1120. 20 sqq. Ulpian ad Demosth. in Timocrat.)。彼れ等が高率の利子を徴したることも亦た之れを説くの要殆んどなかる可し、彼れ等が貨物の預託に對する貸付は他の證左を俟たずして克く之れを證明するに足るなり(Demosth. in Nicostrat. p. 1249. 10.)。雅典の銀行家は三割六分の利子を取得したるが、此の如き利率は冒險債務の場合を除きては殆んど正直なる人民の間に之れを見ることなかりしなり(前掲 Boeckh, pp. 169-170.)。

貧民の窮迫若しくは年少者の放縱に乗じて利潤を收むる小金貸(τοκογύγοι, tocoliones, ἡμφοδωστραί)の要求せる所は、Theophrastus の忠實なる敘述に従へば、各ドラクメに對し一日一オボウラス半に達せりと云ふ(Char. 6.)。而してプロウタルカスの時代に盛んに行はれたる、貸與せられたる額より即時利子を引去り、而して再び之れに利を附して貸出すの巧計は恐らく雅典の全盛時代に生じたるものなるべし(Ploutarchos, De vitando aere alieno. 4.)。銀行家及び貸金業者は、斯くの如き高率の利子徴收と彼れ等が屢々其の債務者の家屋及び財産を強奪するの舉に出づるなど、其の



支拂を強要すること苛刻にして、自己の利得以外一切の思料を缺けるが故に宛も後世に於ける猶太人の如く、人類中に在つて最も醜穢なるものとして全社會の憎惡を浴びて立てるなり(Demosth. in Stephan. I. p. 1122. extr., p. 1123. sup. in Panteon. pp. 981, 982.) (前掲 Boeckh, pp. 170-171.)

資本家は固より危険を顧慮せざる可らざるも海上擔保貸付(*tokos nauikos, nekōros*)即ち冒險貸付に依りて更らに大なる利潤を獲得するを得たり。這般の貸付は船舶に對し(*ēti tō navi, ēti tō nōte*)又た旅客及び貨物に對して受理せらる可く貨幣に對する(*ēti tō nomō*)ことなきに非ずと雖も、貨物に對し(*ēti tois poptois, ēti tois kophulais, ēti tō epoptō*)て行はるゝこと最も多かりしが如し(Salmas. De modo usurarum. V. p. 19.; Schneider ad Xenoph. de Vectig. pp. 180, 181.)。デモスセニーズの記せるが如く、或る三段機船(*trieres*)の指揮官が國家に屬し、且つ彼れが其の指揮に對し後任者を期待したる船舶を擔保として借金を爲せるは、恐らく保證として與へたるものは獨り其の私有財産たりし船舶の裝具のみなりしなる可し(In Polycl. p. 1212 sup.)。羅馬に於て頗る嫌惡せられたる此の種の利子は希臘、殊に商業都市たる雅典に於ては非難

の的と爲れることなかりしが如し、而も擔保の喪失は亦た之れと共に元本及び利子の兩者の喪失を來すが故に、多大なる危険を有するものなり。債權者が危険を受くることなき冒險貸借の契約はローズ島の法規に依りて禁止せられたり、即ち何人と雖も損失を蒙るの危険ある地位に其の身を置くことなくして、冒險貸借に普通なるが如き高利を收受すること能はずと規定せり。然れども雅典の法制に據れば、總べての人は其の取得し得るがまゝの高利を受理し得たるが故に、同府に於ては這般の制限は其の存在を見ることなかりしなり。猶ほローズ法の意義に關しては Hudtwalcker の De Fenore Nautico Romano p. 7. 參照。冒險貸借の契約は海上契約書(*nautikē guryphagē*)と稱する證書に便りて效力を有し、而して之は銀行家の手中に供託せらるゝなり(Demosth. in Laelit. p. 932. 3. Cf. Lex. Seg. p. 283; Demosth. in Phorn. p. 908. 20.) (以上は總べて前掲 Boeckh に據る、猶ほ冒險債務に關する詳細は同書 pp. 176-186. 參照。

## 三

然らば希臘哲學者の利子に對する意見は果して如何なるものなりしか。プラ

トーンは其の「國家論中に於て高利貸を呼ぶに蜜蜂を以てし、彼れ等は其の刺針即ち貨幣を彼れ等が犠牲者に差込みて、親金(πρόκο)は即ち利子τόκος若しくは τὰ ἔργοναを生ず可き元本の高利(κολλάσιον)を意味す)に對して増殖せる利子を所得するに由りて之を損傷し、多數の懶惰者と貧困者とを以て國家を滿すものと爲せり (Rep. VIII, 555B)。又た其の「法律論中に於ては、自己の(朋友として)信用せざる者に貨幣を預託す可らず、又た利子を徴して貨幣を貸與す可らず、蓋し、借手に取りては利子若しくは元本の孰れも適法に之れを返済す可きものに非ざる可しと做せり (Laws, v. 742)。斯くて彼れは金貨を以て職業とするを禁じ (ibid, 743 D) 信用取引は法に依りて保護せられざるものと做せり (ibid, VIII, 849E-850A, XI, 915 D-E)。而して任意契約は各自の危険に於て行はる可きものなり (Rep. VII, 556 A-B)。然れども彼れは又た明白に他の契約違反の場合、即ち收受したる勞作に對し、一個年の後に於て、猶ほ故意に其の報酬の支拂を怠りたる場合には賠償として一個月一ドラクマに就き一オボウラス、換言すれば、一ヶ年二十割の支拂を命じたり (Laws, XI, p. 921. C. Cf. v. p. 742. C, Salmas. De modo usurarum. I. 12, Schneider ad Xenoph. de Vectig. p. 182.)。然

れどもプラトーンの謂ゆる ἡπόβηαは利率に非ずして、雅典に於けるその如く、利子と等しく月毎に科せらる可き罰金なりしなり。

若し夫れアリストオテリーズに至りては人為的形態に於ける貨殖術の極端なる發達たる貸金業を以て全然不自然にして嫌忌す可きものと思惟せり(三田學會雜誌第十五卷第一號所載拙稿「アリストオテリーズの貨殖論」參照)。而して又た貨幣は有用なる物の一つなり、而して總べて或る物に關する徳を有する者は最も克く之れを利用す、斯くて又た貨幣に關する徳を有する者は最も克く之れを利用するなる可し、而して其の所有者は寛大なる人なり (Eth. Nic. IV. i. 3) と觀たる彼れは貸金業者及び高利を以て少額を貸出す者を以て寛大ならざるもの、一例として擧げたり (ibid. 22: καὶ τοκοκρατοῦ κατὰ μέγαν καὶ ἐν τοκοῖς)。貨幣及び交易に關する彼れの學說は實に中世に至つて聖 Thomas の踏襲する所と爲りしものなり(拙稿「經濟學史研究三一四—三一六頁參照」)。

然れども吾人が既に言へるが如く、斯くの如きは畢竟するに純正なる道德論者の見地を表明せるものにして、決して一般の希臘思想と觀ること能はず。デモス

セニーズの如きは信用の經濟社會に取りて重要なは宛も貨幣其の者に等しきものなりと看做し(Or. XX. Contra Leptinem 25)而して此の單純なる事實を無視する者は眞の無知文盲なりと絶叫せり(Ibid. XXXVI. 4)。洵に貸金業は彼れに取りては正さに國家繁榮の基礎たるものなりしなり(Ibid. 57E)。即ち吾人が曩に Beckh に據りて叙述せるが如く、此の大演說家の時代に於て、雅典に行はれたる貸借は決して單なる消費貸借の範圍に止まれるに非ずして、既に廣大なる金融業務は營利的目的の爲に存在しつゝありしなり(前掲書三〇五頁)。然るに尙ほ Lewis H. Haney の如きは、プラトーン及びアリストオテリーズ等の利子に關する意見を以て、多量當時の經濟狀態に由りて説明し得べきものと做し、雅典に於ては資本の流通尠少にして、生産的目的の爲めに貨幣の貸與せらるゝこと窮迫救済の目的の如く屢々ならず、今日と雖も、貸付が主として消費に關する窮迫を緩和するが爲めに友人及び隣人に對して行はる可きものなりとせば、利子に關する吾人の思想も亦た恐らくは現在に於けると相等しからざる可しと説けるは聊か首肯し難き所なり。而も吾人は彼れと共に近世に於ける利子學說が生産的投資に對する貸付の上に基礎

を有することを是認せざるを得ざるなり (History of Economic Thought: a critical account of the origin and development of the economic theories of the leading thinkers in the leading nations, 1911, p. 49)。

更に問題として取扱はざるを得ざるものは高利は貨幣を生ましむるが故に最も不自然なる貨殖形態なりと爲せるアリストオテリーズが所言の眞意なり。此の點に關し二様の解釋存するものゝ如し。一は E. Barker が其の Political Thought of Plato and Aristotle, 1906, p. 385. 及び其の N. 2 に於て批評せる R. Pöhlmann (Geschichte des antiken Kommunismus und Sozialismus, 1893-1901) の所説にして、アリストオテリーズは大信用制度を攻撃し、社會主義の福音を表明せる者なりと爲すもの、他は前掲 Barker 及び A. A. Trever の如く、彼れの議論は主として少額の微利貸付(σβολοκρατία)に對して行はれたるものにして、彼れは船貨の全部を擔保とせる巨額の貸付に想到することなく、單に高歩の利子を以て窮迫せる貧民に對して行はる少額の貸出に就きて思惟せるものゝ如しと做すものなり(Trever, A History of Greek Economic Thought, 1916, p. 105)。

然れども吾人が既に謂へるが如く(前掲アリストオテリーズの貨殖

論、彼れの抱懐せる良國市民の理想的生活は貨幣營利の生活と一致せざるものなるを思はゞ、彼れの意見は消費を目的とする營利に對することを問はず、一切の微利貸借を排するに存したるものと稱せざるを得ず。利子が當時早くsmall即ち「所産」の名を得たるは時人が貨幣を以て頗る生産的なるものと觀たるの證左なり。アリストオテリーズに従へば、貨幣が貨幣を生むは奇怪事なり、而も彼れは此の奇怪事が現實生活上に常住不斷生起しつゝあることを認めて、貨殖の術が次第に本然の形態を離れつゝあるを遺憾とせるなり。彼れは自然經濟より貨幣經濟に移るの道程を以て自然なるものと認めながら、是れに由りて發生し來る過度の營利的精神を不自然のものとして排斥せんとせるなり。斯くの如きは蓋し個人的自主的傾向の發生に由る政治的社會的廢頽に反抗して、合理的基礎の上に既に動搖を來しつゝありし團體的生活の理想を建設せんことを企圖せる者の當然行はざるを得ざりし所なり。然も吾人は此の間に於て透徹、彼れの如き頭腦すら現實と理想との間に架橋せんとして、謂ゆる「自然」なる文字の用法に關し、一種の混亂に陥りつゝあるを認めざるを得ざるなり。

(一九二一年二月七日)

## 英國所得稅法改革に關する新研究 (上)

堀江 歸 一

### 所得稅の地位

英國の所得稅は他の諸國に於ける同種の租稅に比較して、餘程異つた地位を占めて居るし、又租稅としての働きに於て、大に趣きの違つた跡がある。同稅は世人の知る如く千七百九十八年財政上の必要の急迫した場合に、始めて賦課されたものであるが、何分世間の非難攻撃が劇しい爲めに、千八百十六年平和克復と同時に廢止された。千八百四十二年サー、ロバート、ピールが關稅引下に伴う國庫の歲入減損を填補する爲めに、所得稅を再興する場合にも、社會の一部に其必要を認める者があつたと共に、他の一部には熱烈な反對論の依然たるものがあり、ピールも漸く實施の年限を付し、年限到來の際には、必ず廢止すると云ふ條件の下に、之を再課するを得た。蓋しピールが年限付所得稅の再課に甘んじたのは、斯うしなれば